

# トクヴィルにおける共和政と宗教問題

市民宗教との関連において

中 谷 猛

## はじめに

広く政治と宗教の関連性に関する問題は政治思想の重要課題の一つとして論じられてきた。とりわけ近代以降では政教分離（国教樹立の禁止・国家の非宗教性）や信教の自由が論点であったことはよく知られている。概してこの議論の根底には政治権力からの自由を主張することで私事領域である宗教、あるいは内心の自由を守ることの理解があり、これがいわゆる自由主義者の共通の立場だといってよい。もちろん政治と宗教との関連性に関するこの派の議論は、制度上の両者の分離によって個人の自由を保障する憲法原理への定着を狙う以外に、宗教のもつ道徳的、社会的機能に着目して政治の社会的基盤の強化に役立てようとする議論や本来政治的自由は宗教となんら関連がないとする議論、また国家と教会の共存や宗教的寛容論などがあって同じ自由主義に分類される思想家においても意見が分かれる。

周知のように近代ではモンテスキューが政体とその原理に関する問題に先鞭をつけたが、政体と宗教とはどのような関わりをもつのか、つまりその関連性に関する論議は主に国家と教会との分離論か、あるいはその一致論かに分かれていくが、両者の共存の視点から政体と宗教との相互関連性を考察した著作はほとんど見当たらない。19世紀フランスの思想家トクヴィルこそこの問題の重要性を認識し、近代共和政のもとで具体的に考察

した最初の人と思われる<sup>1)</sup>。彼は建国されて日も浅いアメリカのデモクラシー（民主的）共和国（La République démocratique）を素材にして共和政と宗教との親和的関連性に積極的な評価を下す。その著作とは若いトクヴィルを一躍有名にした『アメリカにおけるデモクラシー』（第一巻1835年，第二巻1840年）である<sup>2)</sup>。

彼はフランス革命以降，自国における政治と宗教，とりわけカトリックとの敵対的な関係を憂慮し，両者の対立を緩和させる方策とはどのようなものかと思案していた。偶々1830年の7月王政成立後，彼が友人，G・ボーモンと一緒に旅行したアメリカ合衆国での見聞が自国における積年の課題の考察に寄与することになる。では彼はどのような視角から論点を整理したのか。周知のようにこの著作の第一巻第二部第九章で彼は宗教を政治制度として考察している。その論題とは「政治制度として考察した宗教について一宗教がいかんしてアメリカの人々においてデモクラシー的共和政の維持に強力に役立ったか」であり，ここに彼の問題意識と考察の視点が端的に示されている。一方，フランス思想の文脈からみると，市民宗教の視点が議論に含まれている。すなわち市民意識の涵養を念頭におき国家と教会との共存共栄を視野に入れた議論であり，まずこれらの視点の論理的関係を明らかにする作業を通じてトクヴィルにおける宗教と政治の議論の特徴と現代的意義について考えてみよう。

## 1 宗教の世俗化問題と論点

今日では宗教は一般的に私的領域に関する事柄に属するものと考えられている。だが形成途上のフランス近代社会では事情が異なる。周知のように，近代社会の形成期にはヨーロッパの諸国で宗教と国家との関係が政治の争点となり，利害の錯綜化が両者の対立を激化する。その過程は政教分離の原理をめぐる聖界と俗界との熾烈な闘争の繰り返しといえる。ところがアメリカ社会においてはこのような事態は発生していない。この社会で

は宗教が重要な位置を占め、かつ公共生活に大きな影響を及ぼしている。つまり両者の共存の方向である。トクヴィルはこの事実に着目して両者の関連性について多角的な分析を行いそこから教訓を汲み取ろうとする<sup>3)</sup>。

アメリカの宗教史から見ると、彼が旅行した19世紀の前半期はいわゆる第二次信仰復興運動がおこった時期に当たり、新興宗派と見られたメソジスト派や再洗礼派などいろいろな宗派の活発な宣教活動が見られたのである。彼にとって眼前に展開される宗教の活性化現象と市民社会で広くキリスト教が果たす役割は、母国フランスの宗教事情（啓蒙思想のキリスト教批判や過激王党（ユルトラ）らの政教癒着の言説など）と対比すれば、瞠目すべき現象として映ったに相違ない。この国では両者共存型を前提にした政教分離の原則が樹立されている。民主的共和政体のもとで、この分離の原則が樹立されキリスト教と政体との間の軋轢が除去された結果、キリスト教が共和政体を支持している。これは彼の知見にはなかった新たな発見という意味があった。トクヴィルはこの経験的事実をもとに政治と宗教（プロテスタントやカトリック）との共存型の政教分離の問題に光を当てることになる。それはなぜ成功したのか。その理由の解明は彼の議論を宗教の社会的政治的機能の分野に押し広げていくことになるが、同時にデモクラシー社会における宗教のあり方が取り上げられることになる。こうして彼の社会学的考察をもとに引き出された予測や提言によって現代社会の宗教問題を考える手がかりが与えられる。ところがその考察を検討していくといくつかの論点が見られるので、まずそれを整理しておこう。

第一の論点はアメリカの宗教事情とその原理（1791年合衆国憲法修正第1条、信教の自由・政教分離）を紹介することでフランスのカトリックや自由主義者に新たな知見を提供したことにある。この知見は当時のフランスでは想定外の議論に属するもので、問題提起の意味があったといえる。その論点とは宗教と自由との親和・共存関係である。トクヴィルによれば、この国では「キリスト教が人々の心にまったく文字通りの力を保持しており、それが人間にいかにも有益であり自然であるかをもっともよく示してい

る。今日、キリスト教の影響がもっとも強いこの国はもっとも開明的であると同時にもっとも自由である。」(DA. -2. ix, 336)

引用された一文が如実に物語るように宗教と自由との共存の道を「もっとも」という形容詞をなんども用いて強調していることに注目しておきたい。しかもキリスト教という場合、詳細に検討してみると、プロテスタントよりもカトリックに注ぐ彼の目ざしは好意的である。すなわち、カトリック教は神の目には社会のすべての階級を同一の祭壇に融合する、なんら階級の差別のない平等への志向をもつ宗教と記述する。「カトリック教は信者たちに信従するようすすめるが、だからといって彼らに不平等を覚悟させるのではない。これに対してプロテスタントについていえば、一般にそれは人間を平等のほうよりもいっそう独立のほうに向かわせる。カトリック教はあたかも絶対君主制のようで、君主を除けば、共和制におけるようにそこでは諸条件はより平等である。」(DA. -2. ix, 333) また「カトリック聖職者でアメリカのカトリック聖職者ほど、細々とした個人の戒律や仰々しい独特の礼拝の仕方を気にかけるものもいなければ、それほど律法の精神に忠実でもなければその文言にこだわるわけでもない。神のみに捧げるべき礼拝を聖者たちに捧げることを禁じたローマ教会の教義をアメリカほどははっきり教え、またこれをいっそう遵守しているところはどこにもない。にもかかわらず、アメリカのカトリック教徒はきわめて従順であり、真摯である。」(DA. -1. v, 538)

この引用文の行間にはカトリシズムとデモクラシー共和国との親和性に驚嘆の声をあげ、同時にこの宗派に読み取った平等性に期待する彼の願望が読み取れる。つまりアメリカでのカトリシズムは新しい政治体制に適応可能との判断を下すことで、広く社会におけるカトリックの将来が予測されたことになる。というのは、その後一般の理解を含めて、プロテスタント、特に会衆型のカルヴィニズムのピューリタニズムのほうがアメリカ社会に適合しやすいとの認識があったからで、彼の予測はデモクラシー社会と宗教、とくにカトリックとの問題に一石を投じたと考えてよい。両者の

共存の関連性を射程に入れることで彼の社会認識に深まりがでてきている。それは、とりわけ『アメリカにおけるデモクラシー』第二巻で確認できるとはいえ、プロテスタント諸セクトの多様化と組織の変遷の根本にある信仰復興運動そのものにはあまり興味を抱いていないことは確かである。宗教と共和政治との関連性が広く宗教とデモクラシーの本能（des instincts démocratiques）との次元に絞って分析されている点に特色が見られる。

第二の論点は宗教の私的領域性問題と政治的自由との関連にある。周知のように近代において信仰・宗教は私事に属するとの確信が徐々に形成され、合衆国憲法に規定されることになる。ジョン・ロックの寛容論において定式化された各人の意志によって宗教を選び、そのかぎり各人の完全な自由になせられるという主張は広く受容された。近代社会になって宗教が私事の領域に組み入れられた意義はきわめて大きい、といえる。つまり信仰の問題は市民社会に帰属することになり、したがって公権力は各人の宗教に関与してはならないとする政教分離の不可欠の条件が形成されたことを意味するからである。政教分離と信教の自由を一組の原理とする法規範の成立は後世からみて画期的な出来事であった。しかしこの規範形成過程となると事情は異なる。

やや一般化して言えば、宗教の私事化がもつ政治的次元での問題とは、まず宗教・信仰そのものに内在する受動的服従説がある。信仰上の懐疑や律法への不服従は、信者の立場からすれば本来あってはならない。だが宗教自行為が真空のなかで展開されることはない。社会的事象に関連する政治的言説が宗教問題に触れる場合、また公共的問題に宗教自体が関わらざるを得ない場合も生じてくる。また、宗教と政治との相補性という場合、市民社会の規範の次元で問題にするのか、あるいは権力の関与が絡む次元の問題なのか、いずれにしる宗教と政治との関連性は多面的であるので、問題は簡単に処理される性質のものではない。

トクヴィルはこの問題にどのように対応したのか。松本礼二によれば、トクヴィルはキリスト教が政治的自由の軽視と隷従の合理化を助長する宗

教ではないかとの疑念を抱いていた、という<sup>4)</sup>。たとえばカトリック敬虔派のサロンを開いていたスヴェチン夫人との書簡にキリスト教の受動服従説に触れて批判的な見解をしめした箇所がある。

この書簡では第二帝政への同調傾向に軽蔑の視線と反発の感情を抱く心情をもった文脈においてこう述べている。「政治に関するキリスト教徒の義務は、この権威がどのようなものであると既存の権威にひたすら服従するだけである。」(1856/10/20の書簡)<sup>5)</sup>そしてそれぞれは悪しき統治に無関心にならずに自らの良心に照らして合法的手段で勇気をもって同胞がそこから解放されるように市民的義務を果たすことに期待をかける文面で一節がおわっている。

もちろん彼は、この受動服従説の論拠がマタイ伝の第22章にあるカエサルのものはカエサルにあることを知悉していたとはいえ、私事化された信仰と政治的自由との関連性について議論を深めたとは思われない。ただキリスト教の公民道徳の問題性に言及したゴビノー宛書簡ではキリスト教の道徳があらゆる政治権力とあらゆる国民的特性の埒外に打ち立てられたと述べた後に次のような一文を見出すことができる。すなわち「キリスト教の事蹟の偉大さはあらゆる民族社会の外に人間社会を形成したことにある。人間同士の市民としての義務、祖国に対する市民の義務、つまりキリスト教の道徳ではさまざまな公的な徳についての定義が不十分で、かなり軽視されているように思われる。……人間の友愛というキリスト教の理念は近代精神のなかに完全に取り入れられたが、今日では公的な徳が多くの領域でその役割を取り返している。」(1843/9/5の書簡)<sup>6)</sup>もちろん私事化された信仰と受動的服従説との関わりは、宗教というよりも政治の次元から見れば問題をはらむ。彼は、先の引用から推量できるように実際的には市民的義務の次元の問題として処理していたように思われる。というのは、彼自身がもっとも強い関心を抱いていた問題とは「隷従の新しい特徴」(une nouvelle physionomie de la servitude)(DA. -1, 523)を発見することにあつたからで、信仰との関わりでいえば、政治的自由と宗教上での独

立との同時保持には疑問を持ち、「人間に信仰がないならば隷属するに違いない、また自由でありたいなら信仰を持たねばならない」（DA. -1, 532）と述べるに留まる。

第三の論点は、宗教教理に内在する自制心や道徳的判断基準や善への志向が社会で有効な機能を果たすと判断したことにある。とくに宗教の社会的機能に関する判断には功利主義の影響が指摘できる。たとえば宗教の精神と自己利益の原理について言及した一節においてこう語る。「キリスト教は、まさにわれわれが天国に入りたいならば自分を捨て他の人々を優先しなければならないと教える。しかし神の愛によって同胞の隣人に善を行わねばならないとも教えている。これは崇高な言葉である。人はその知性によって神の御心に分け入り神の目的が秩序にあることを悟りこの偉大なる計画に自由に参加する。そして自分のさまざまな利益を犠牲にして万物の織り成すこの驚嘆すべき秩序のためにすべてをなげうつ、このことに思いをめぐらす喜びのほかにはいかなる報償も期待しないのである。」（DA. -2. ix, 639-640）信仰にもとづく自己犠牲と同胞への善行、それが神の目的である秩序の樹立にかなう、というキリスト教の解釈に新味があるのでなく、功利主義との結びつきに独自の解釈がある<sup>7)</sup>。

トクヴィルがこの教説を用いて主張しようとした主旨とは善意と自己犠牲によって現世のことにしか眼中になく「正しく理解された自己利益の原理」（la doctrine de l'intérêt bien-entendu）のわからない者、つまり際限のない欲望に衝き動かされる功利的個人の行動に梔をはめることにあった。彼には宗教本来の目的は神と人間の本性に関する一般的な観念を与えることにあり、同時に宗教には「人間の知性に健全な梔をはめる」（DA. -1. v, 532）という社会的機能についての期待がある。果たしてこう解釈できるかどうか、それは意見が分かれる。彼の議論ではこの社会的機能への期待が大きいことは留意しておかねばならない。

第四の論点は、アメリカでの宗教の世俗的機能についての評価にある。アメリカ社会では宗教を信じることからもたらされる利益とは来世の永遠



の至福に関することよりも現世の幸福の追求につながることに、また信仰が容易に自由の実現と公共の秩序の形成に役立つものと考えられていることにある。彼の結論はこうなる。「アメリカ人が利益によって彼らの宗教に従うというだけでない。その宗教に従うならば、彼らにはしばしば現世で利益が得られるのである。」(DA. 1-2-ix, 641)したがって、トクヴィルは彼らの礼拝が冷静であり打算的でもある、との評価を下す。

現世での利益と宗教上の信仰との強い関連性をアメリカ社会に見出したトクヴィルの視点は、宗教の世俗化が進行する近代社会にあって宗教復興の説明要因となりうる。だが一般的にいえば、純粋に彼岸の世界のみを求める信仰の道は聖職界の奉仕者をのぞけば難しい。したがってこの論点は重要な意味をもっている。というのは宗教的信仰の重要性を説く彼の議論において功利主義が重要な役割を果たしているからである。一方、彼岸の希求という信仰本来の姿に世俗的利益を超越して高尚な精神の涵養や自己犠牲・献身の情熱を認めるならば、宗教が個人の精神活動において重要な作用要因になりうることも十分認識されていたことになり、彼の宗教についての見方を制度論的接近のみに収斂させては問題が残る。

最後の論点は宗教の代償としての知的権威や世論の問題である。近代における知的道徳的領域での権威と多数を背景にもつ世論が宗教問題といかに関連するのか。この論点を取り上げると、トクヴィルの社会学的な分析の手腕が遺憾なく発揮されているのが分かる。デモクラシー社会に生きる国民の信仰の特質とは何か。彼によれば、それは全体の意見、あるいは共通意見への信仰に他ならない。まさに共通意見を形成するのが多数者であれば、デモクラシーの多数者の存在そのものが問題性を帯びてくる。つまり、多数者のもつ精神的圧力が個人の精神におよぼす影響について彼は注目する。

「諸階層の平等がすすむごとに全体の意見 (l'opinion générale) がそれぞれ個人の精神に大きく重くのしかかる。それは個人の精神を包み込み導き、かつ圧迫する。……すべての人間がさらに相似たものになればなる



ほど、誰もがますます全体に対して自分の無力さを感じる。彼ら全体の前に出て比べてみた場合、なんらの見分けられる特徴が見当たらないので、彼らと対立するとすぐに自分のほうを疑ってしまう。」また、「ある意見がデモクラシー国民にしっかり地歩を固め、大多数の精神に根付くと、それはついで意見そのものとして存続し、やすやすと生き続ける。誰もそれを攻撃するものがないからである。」(DA. -3. xxi, 779-780) トクヴィルは、デモクラシー社会では多数者である「大衆」が拒む意見に反対し、「大衆」が非難する見解を表明することはきわめて困難であると論定する。周知の J. S. ミルトやクヴィルに見られる大衆社会における個人の埋没論や匿名の支配を予測するテーゼである。この認識が彼のデモクラシー論を明暗の鮮やかな色調を帯びた議論に導いたことはいまでもないが、アメリカ的デモクラシーを理想化する論者から見れば、この「大衆」認識によってトクヴィルのデモクラシー論はとくに第二巻において悲観的色彩が濃いという印象を与えることになる<sup>8)</sup>。

彼のテーゼが重要な意味を持つのはこの認識を媒介にして社会における知的権威の問題が議論されていることにある。たとえば「世論 (l'opinion commune) に対する信仰が一種の宗教となり、その信仰をもつ多数者が預言者となる」(DA. -1.2, 522) との大胆な予測的言説がある。デモクラシー社会での擬似宗教感情の誕生を予知しているといつてよい<sup>9)</sup>。広く市民社会における宗教的権威の重要な役割に着目する彼にとってこの予測はどのような意味を持つのか。さらに検討がいる。つまり「大衆」の「信仰」(擬似的なものであれ)を媒介にした新しい知的権威の出現に関わる問題が提起されている。

トクヴィルが主著『アメリカにおけるデモクラシー』で多数者の意見を含意するものとして用いたさまざまな表現、たとえば「共通意見」や「全体の意見」や「多数者の道徳的影響力」(la puissance morale de la majorité) など、つまり広い意味での世論についていえば、それがデモクラシー社会での知的権威や宗教的権威の代償なりうる、とみる予測性に新

味があったが、今日では陳腐に思われるこの洞察の意味を擬似宗教性の視点から見直してみると、問題が明らかになる。

すなわち、現代のデモクラシー社会にあって経済的発展と高度な科学技術の成果とが結合されれば、その生産力によって個々人の物質的欲望が満たされることは十分推定できる。だが、入手された商品が彼らの内面の世界に生じるさまざまな精神的欲求を満たすために役立つかどうか、およそこの種の問いに一般的に答えることは難しい。

もちろんそれが知性や宗教の権威の形態をとるならば、容易に個々の内面世界に浸透しうることが考えられる。たとえば宗教の次元で考えた場合、それが擬似性を帯びたものであってもある人間の内面に不安や安心を求める動機があれば、概して受け入れられやすい。そしてそれがとりあえず内面の苦悩の解決に役立つか、あるいは心の救済に作用するならば、その個人にとって擬似宗教性は問題にならず、逆にその個人に生きる力や活動力を与える源泉となる。どの宗教にしる宗教自体は組織をもつから、信仰者集団のもつ精神的な力とエネルギーはきわめて大きい。

ところで擬似宗教といえば、近代ではナショナリズムがその一つに数えられる。国民国家がナショナリズムなしに形成されえなかったことを考えると、国家のイデオロギーとしての「ナショナリズム」のみならず、政教分離が進む社会において擬似宗教性と組織性をもつ側面から国民大衆の政治感情(ナショナリズム)を捉える必要があるだろう。とくに「ナショナルな感情」に依拠するある種の世論動向が政治生活に与える影響は当然、無視しえないからである。

トクヴィルが想定した精神的権威、とくに多数者の権威(世論)は宗教的権威と位相を異にするとはいえ、数量的多数を背景にした世論自体を「預言者」という擬似宗教性において認識していることに注目したい。彼は二つの権威が複合されたものとしてこの現象を見ていたからに他ならない。擬似宗教として現象するデモクラシー社会でのナショナリズム、この視点はおそらく彼をもって嚆矢とすると思われる。

## 2 トクヴィルの政教分離論

アメリカ合衆国憲法では1791年に成立した修正条項の第一修正において信教の自由と政教分離の原則が定められた。これは歴史的事態からみれば共存型政教分離と呼ぶべきもので、フランスの場合は完全分離型政教分離である。周知のようにフランスの政教分離法（公的領域での非宗教性〔ライシテ〕・宗教の中立性）が制定されたのは1905年であり、まさにその制定にはおよそ1世紀の歳月が費やされている。この問題は当時では論争的といつてよく、トクヴィルの言説自体が激しい政治的対立を背景に展開されている。したがってまずこの問題に関する彼の思考の跡をたどる必要がある。『アメリカにおけるデモクラシー』第一巻第二部第九章で共和政維持の要因の一つとして政治制度としての宗教が考察される。彼はアメリカ社会ではなぜ宗教が強力な影響をおよぼしているのか、と問い、その理由の解明に向かう。その際、カトリックをデモクラシーの「天敵」とみなないという立場の表明が議論の出発点になっている。この点がフランスの読者を意識したものであることは推量され、同時代の論争への配慮がうかがわれる。

彼によればフランスでは「宗教の精神」と「自由の精神」の双方は逆方向にむかい対抗関係にある。一方アメリカでは双方が融合し調和を保っている。そこで彼の関心はこの社会での聖職者の政治社会にしめる地位に向かい、彼らが公職につかず権力に無縁な存在で、かつ党派に属さないことを知る。この事実が若いトクヴィルに強い感銘を与え、その原因の解明の結果として教会と国家との共存型分離、すなわちゆるやかな政教分離の原則が樹立される条件を取り出していく。（DA. -2-ix, 332）

彼の場合、すでに指摘したように宗教の本来の機能に着目して議論を進めていることにある。すなわち、宗教とは人間の心に生じる迷いを払拭し生きる喜びを与え、また魂を来世志向に導くものと考え、「信仰のみが人

間に永遠の気持ちにひたらせる」(DA. -2-ix, 343)という。

議論における第一の視点は、宗教を個人の魂の救済に限定し、第二の視点は歴史的考察の導入にある。第一の視点から考察すると、宗教が一つの政府と結びつけば、特定の人々にしか適用できない公理の採用の要請が生じる。また一つの政治権力と同盟した場合、宗教に対する政治の影響力が増大する一方、人々の心すべてに信仰が浸透することの不可能性に言及し、こうした矛盾が生み出す問題の困難性を説く。

また、第二の歴史的視点に立脚すれば、政教癒着の弊害は歴然とする。宗教が「地上のさまざまな政府と親密に結びつき、暴力の恐怖と信仰の力とで魂を支配した」(DA. -2-ix, 343)ことが証明されるからである。この視点に基づいて政治権力の側に生じる諸問題について力説する。

すなわち、さまざまな政治権力について考えると、それが強固な基盤の上に築かれているように見える場合でも、権力存続の保障はどこにもないといえる。というのは「ある世代の意見やある時代の利害やしばしば個人の生命」(DA. -2-ix, 344)にしかその保障の要件が求められないからである。この分析は政治権力の危険性と不安定性についての認識に支えられている。以上のような議論の跡をたどれば、当時のフランス社会にあって宗教の永遠性と人間の営み・歴史の栄枯衰亡との対比のもとに大局的見地から展開される彼の政教分離論に強い説得力があったことは想像に難くない。

さて、トクヴィルはデモクラシー共和政の到来する時代にこの政教分離の原則はきわめて適合する、と判断する。この政治社会では四年ごとに元首が交代することで、権力の変動が絶えずあり、また政治についての考えや理論もそれにならい、政治に従事する人間も変わり法律も憲法そのものも日ごとに変更されていくからである(DA. -2-ix, 345)。デモクラシーそのものを変化の相において捉える彼は、とりわけ政治権力の移ろいやすさを強調しているように思われる。そしてこの認識、つまり現世の権力の危険性と不安定性に政教分離論の核心があるといえる。

しかしこの認識のゆえに彼の議論では、自由への希求を保持しつつ、秩序志向がきわめて強い。言い換えると、デモクラシー社会に向かうとみる歴史予測とフランスの政治状況との関連性が意識されたゆえに、安定した政治権力の樹立という政治的課題へと論理が弾む。そこで展開される政教分離論は二重の意味を帯びてくる。すなわち、国教を認めないことで諸宗派は政治の埒外におかれ、さまざまな宗教の自由の保障への展望が生れる。同時に自由な宗教活動の影響によって政治の社会的基盤が強化される。フランスの文脈からこの議論を眺めてみると、政治と宗教との対立的関連性に決着がつけられ、両者の相補的関連性についての認識へと議論の方向が転回されたことを意味する。当時としてそれは大きな意義があったに違いない。だが現実の激しいイデオロギー的政争が彼の議論に見られた長所を後景に追いやってしまうのである。

ここで議論を敷衍しておこう。彼にとって政治と宗教の相補関連性の問題はどのような意義を持っているのか。一般的にいえば、アメリカ合衆国は建国以来、強いキリスト教の伝統とその文化を背景にしているので、政治と宗教との友好／親和の関係は自然なものともてよい。逆に彼がこの側面に新鮮な印象を抱いたのはもっぱらフランスの文脈からの接近があったからに他ならない。この国では政体の変遷が激しく、宗教が国家に関与し、また国家が宗教に介入する事態を繰り返してきた。一方、アメリカでは宗教が果たす公共的役割の承認は議論の前提である。したがって、両者の親和的相補関係を強調する議論はフランスの特殊事情を反映している。

トクヴィルの議論は、デモクラシー的共和政という政体一般に関わる問題に移してはじめて新鮮味を帯びてくると思われる。マキアヴェリを持ち出すまでもなく西洋政治思想の伝統では政治と宗教との間には架橋し得ない深淵があるといわれてきた。現代の政治哲学ではアレントが自由の概念には宗教的起源がないことを指摘し、キリスト教が世界にもたらした自由とは政治からの自由であると主張してはばからない<sup>10)</sup>。逆にトクヴィルの場合、人間に精神の自由を教えたのはまさにキリスト教であると確信して

いる。

両者の架橋を問題にする場合、彼の議論はキリスト教の道徳、とくに福音書への独自の解釈にある。つまり議論は政治と宗教の次元、また政治と道徳の次元という二重の関連性のもとに展開されるが、同時にこの二重の関連性の認識が市民宗教に関する議論に収斂していく。そこで、これらの複雑な問題領域を市民宗教の側面から検討してみよう。

### 3 トクヴィルの市民宗教

まず、市民宗教とは R. N. ベラーがアメリカの市民宗教について語ったような自国の歴史を解釈するための概念装置ではない。すなわちアメリカを約束の地カナン、G・ワシントンをもーセ、独立戦争を出エジプトと見たて自由と正義のために犠牲や死をいとわないという国民に広く抱かれた宗教的自己了解と自己超越の道具だてのことを意味しない<sup>11)</sup>。フランスの場合、市民宗教とはルソーが『社会契約論』で述べた共和制の維持と共和国構成員に要請した制度信仰にもとづかない神の概念を前提に導きだされる社会道徳の系譜としての側面がある。と同時に、トクヴィルのようにそれを社会秩序の形成に役立つ機能的な宗教と捉える側面もあるので、二つの国における市民宗教概念の相違を念頭におかねばならないであろう。

やや一般化していえば、「市民宗教」論の主張には近代の広くキリスト教文化が浸透した共和制のもとで政教分離の原則に従い、宗教の自由のもとに信仰の私事化を積極的に容認する一方、他方でその宗教の社会的機能（社会的統合や秩序の維持、崇高なものへの憧憬や同胞への愛、人間としての義務感の涵養など）に着目し、社会的効用を積極的に認める立場が含意されている。

ではトクヴィルの市民宗教はどのような特徴をもって構成されているのか。第一に彼の市民宗教はモンテスキューやルソーの思想的影響のもとに形成されている。二人の先学の場合、市民宗教についてそれぞれ異なる接

近（たとえばモンテスキューの私的領域の防御とルソーの国家への奉仕の強調）の仕方が指摘できるが、よき市民の形成と自由の保持の点ではこの宗教への期待は大きい<sup>12)</sup>。一方トクヴィルは、デモクラシー社会の到来を展望して、この社会にキリスト教を新しく解釈しなおし適合させようとしている。すでに述べたようにキリスト教の功利主義的解釈と人間主義的立場の強調である。彼はいう。「宗教の日常もつ性格とは、一国民の法律、習慣、伝統によってその国民性に付加された特殊なものとは無関係に、人間をそれ自体として捉えることにある。宗教の主要な目的は、さまざまな社会の形態とは関わりなく、神と人間との一般的関係と、人間相互の一般的権利・義務とを規定することにある。宗教の教える行動規範は、特定の国や時代の人間に適用されるというよりも、息子や父、召使いと主人、隣人に適用される。規範は、その基礎を人間の本性にしているからこそ、万人に等しく受け入れられ、世界に遍く適用されるのである<sup>13)</sup>。」

明らかにトクヴィルは宗教を人間の本性との関連において解釈し、この宗教の教義から導き出される行動規範が万人に遍く適用できると考えている。だがカトリックの伝統的聖書解釈とは異なる点があることに注目しなければならぬ。すなわち父なる神、贖罪者キリストとして世に現れた子なる神、そして聖霊なる神、いわゆる三位一体説や秘蹟や原罪にほとんど触れずもっぱら福音書のことばに依拠しつつ造物主としての神について語っている。いいかえるとカトリックを市民宗教へと転換するための「神」概念の理解といえる。

第二に彼は福音書とは人間と神との関係、また人間相互の一般的関係について語ったもので、コーランのように宗教教義のみならず政治の格率、民法と刑法、科学の諸理論を含まない、という。(DA. -1. v. 531) すなわち、神の前では人間はみな平等であり、兄弟であるというキリスト教の理念と「人類」を構成するそれぞれの個別の人間集団を一瞥する神が前面に押し出され、来世における人間の救済よりも現世における「人間の幸福」と「人間の偉大さ」とが促進されるものとして宗教が評価される。(DA.



-1.v, 532) したがってパスカルにみられる原罪意識やキリストの徳へのこだわりが希薄化され、すでに述べたいわゆる受動的服従説は後景に追いやられる。この教義解釈は聖書の信仰から市民宗教への転換を意味している。

第三に伝統的キリスト信仰では神の恩寵を授けられることで人は有徳な生活を営み、来世における魂の救済を目指す。トクヴィルの場合、D. ゴールドSTEINが指摘したように宗教への接近はきわめて合理的である。それは自由のための不可欠な条件と考えられている、とあってよい<sup>14)</sup>。

ちなみに自由といっても、たとえば宗教における完全な独立と政治における完全な自由とが同時に保持できるものか。この点では彼は懐疑的だが、自由でいたいならば信仰が必要との立場にある。(DA. -1. v, 532) カトリック的自由主義を説くラムネと同様に、トクヴィル思考にも自由と宗教との相即不離の関係がみられる。それは彼にとってデモクラシーの到来という新しい状況がうまれることを予測して、それにキリスト教を適合させたいとの意図があったからだと思われる。

最後に、複数のトクヴィル研究者が指摘したように彼はすべての宗教を社会規範と道徳の視点から解釈し、この点ではすべて宗教は同じものと解した<sup>15)</sup>。では、宗教におけるこの側面が強調されるのはなぜか。商工業が発展し社会に物質的な豊かさが広がり、世界に平等原理がもたらす恩恵がひとびとに幸福をもたらす。だが、その原理の拡大が「きわめて危険な本能」を人間に鼓吹し、誰もが自らの幸福のみを追求して自己のことしか考えず、ばらばらな孤立した状態において「自由」を楽しむ。またそれぞれは「さまざまな物質的享楽」を好み、節度喪失の傾向を助長する一方、他方で人々の精神の柔弱をまねき、人間の義務の観念を希薄にしてしまう。(DA. -1. v, 532-533) 一方、宗教には人間の義務について反省を促す役割があると捉えられているので、上述したデモクラシー社会での負の側面の匡正に、とりわけカトリック教は貢献すると考えられたのである。宗教教理に含まれる社会的規範性の優位に着目すれば、ルソー的市民宗教はトク

ヴィルのもとでたしかに継承されているといえよう。だがルソーのようにトクヴィルは市民宗教を国家への奉仕の道具にまで仕立て上げていない。彼にとって宗教は自由のための条件にしかすぎない。A. レディエによれば、トクヴィルは手段としての宗教に関心をもち、目的としての宗教には関心がなかった。自由な人々の政治にこそ彼の対象であり、カトリックはその教義も含めて手段に他ならなかったのである<sup>16)</sup>。

理念としての自由な政治をめざすトクヴィルにとって、宗教を単なる手段とみなすかどうか、この点では研究者の意見は分かれる。すでに検討してきたように彼が宗教の社会的効用を認め、キリスト教、とくにカトリックを新しい社会状況に適用させようとする試みと捉えるならば、先に指摘した A. レディエの解釈は首肯されよう。だがトクヴィルの場合、明らかに市民宗教としての解釈は、デモクラシー社会での市民のあり方と密接に関連している。政治と宗教との関連は市民宗教の視点を導入することで政治と倫理の次元へと転回されている。この次元の議論を特徴づけるものこそデモクラシー社会についての認識に起因している。

#### 4 市民像と大衆

言うまでもなくトクヴィルの市民像では自由の精神の希求が重要な位置を占めている。彼の言う自由とはいわゆる二分法で語られる自由の観念で把握しにくい。それは自由そのものの魅力という表現にみられる。たとえば『旧制度と大革命』にある次のような叙述がそれにあたる。「神と法だけが支配する世界で、何の拘束も受けずに言葉を発し、行動し、息をすることのできる喜びである。」そして自由にそれ以外のものを求めるものは、隷従にこそふさわしいと書く<sup>17)</sup>。

自由対隷従という捉え方は、一見二分法的発想に立つように思われるが、いずれにしろ自由について語る場合、生きる喜びに力点が見られる。つまり人間の情感が彼の自由観を支えている。というのは、彼にとって専制君

主も自由のすばらしさを否定せず、自らの自由を欲するからである。人間は自由を持たねばならないのは彼の場合当然で、自由をもつ人間を高く評価するか低く評価するか、それが問題として認識されていることが重要である<sup>18)</sup>。自由の保持を人間の評価と結びつけて説くこの自由観は、同時代の自由観と比べて独自の視点といわねばならない。彼が自由の精神と言う場合、叙上の意味が含まれていることに留意がいる。

もちろん徳と自由との相即不離のもとに理想的な市民像を想定して描かれるトクヴィルの市民観には彼の生きたフランス社会の時代状況が反映されている。たとえば『アメリカにおけるデモクラシー』を検討すれば、その叙述では市民観に著しい変化が見られる。すなわち第一巻の楽天的市民像から第二巻の悲観的市民像への旋回である。この問題は第二巻でトクヴィルが取り上げる市民社会の大衆化現象や「大衆」という用語の使用と密接に関連する<sup>19)</sup>。だが、理想的市民像は一貫しており古典古代の哲人やモンテスキュー、またルソーらの思想的影響のもとに形成されたことを指摘するのは容易い。

問題はアメリカ旅行の体験をもつ彼がそれまでの市民の徳の問題に新たな加工をほどこしたことにある。キケロを持ち出すまでもなく市民の徳の問題は、西洋の知的伝統においてたびたび議論の素材になり、人間一般の行動規範の鏡として、とりわけ勇気や知恵が正義や自制とともに称揚された経緯がある。トクヴィルの場合、自由の精神をもつ「偉大な市民」像が市民観の中核にあることは疑い得ないが、商業の精神が生み出す富が市民の徳に及ぼす影響について先哲ほど否定的に捉えていない。共和政と商業との両立、また商業に従事する市民にみられる節度や規律や秩序への志向を実際に見た彼はモンテスキューと同様に過剰な富への傾斜を危惧したとはいえ、活発な商業の精神を文明の進展のもとに肯定している<sup>20)</sup>。とりわけ「商業」については人々を自由に志向させるという視点から見て評価が高い。「商業は本来、あらゆる暴力的情熱の敵である。それは中庸を好み、妥協に満足し、大いなる配慮によって怒りを避ける。商業は忍耐強く柔軟

性があり、人にうまく取り入る。そして極端な手段に訴えるのは最も差し迫った場合だけである。商業は人々を互いに独立させ、人間一人一人が抱く価値に高邁な理念をあたえる。」(DA. -3. xxi, 771)

商業の形成する習俗が人間の独立性と高邁な理念の志向を促進するとみたトクヴィルは、商業的市民の活動を積極的に位置づけ、いわゆる古典的な徳でもってささえられた共和政でないアメリカのデモクラシー共和国の美点を明らかにした。そして彼にとって「法の尊重」（権利の観念を含む）と「正しく理解された自己利益」とともに形成される市民の育成を担保するものこそ教育に他ならない。だが、いわゆる学校教育だけでは善き市民は生まれない。つまりデモクラシーが人間に吹き込む「きわめて危険な諸本能」、たとえば人々を孤立させ、自分のことしか考えない個人の増大（個人主義）や物質的享樂の追求など（DA. -1. v. 533）、つまり市民社会での自己中心的で公共心を欠いた個人や他者を考慮しないばらばらの孤立した個人の存在や各人の際限のない欲望の追求、こうした彼ら「大衆」の行動と精神を視野に入れた問題が浮上してくるからである。

そこでトクヴィルの場合、宗教と市民精神との関係が改めて問われることになる。おそらく彼はすでに指摘した「正しく理解された自己利益の観念」では抑制できない市民社会の欲望に気付いていたのであろうか。市民宗教としてカトリックの捉えなおしの作業とはこの意味が込められているようだ。すなわち市民宗教に期待されるのは市民の過剰な欲望の抑制のみならず人々の精神を高め、人類への義務を覚醒させるからである。彼はいう。「宗教こそ人間のさまざまな欲求の対象のそとにおき、地上の諸幸福を越えさせる。当然のこととして宗教は人間の魂を感覚の世界のはるか上にある宗教の世界へと高めていく。また、人間一人ひとりに人類に対するなんらかの義務を課し人類とともにあることを感じさせるのは宗教の外にはない。こうして宗教は時折、自分のことだけにかかわろうとする気持ちから人を引き離すのである。」(DA. -1. v. 533) 彼の考えでは善き市民とはバランスのとれた精神の持ち主が想定されており、市民社会で展開され

る過剰な欲望が個人の内部において調整されること、また市民的義務の覚醒、この点に宗教の役割があるとみる。

したがって「正しく理解された自己利益」の観念はこの宗教的抑制心・人類への共感と結びついてはじめて機能すると思われる。しかしこの関連性について彼は明示的には論じていないようだ。モラリスト、トクヴィルには「善き市民」への言及はあってもその中身に触れる議論はきわめて弱い。キリスト教の道德への信頼、自由への愛と法の尊重とが表裏一体となる市民観は同時代の自由主義者にとっては一般的な傾向といてよく、トクヴィルの場合、人間の行為におけるカントのような道徳的善の厳格な追究（したがって人間の悪についての認識をも含む）を議論の視角に設定することは本来、難しい。トクヴィルの関心がデモクラシー社会での新たな権力の出現とそのもとでの各人の自由との関連にあったからである。「大衆」の台頭と呼ばれるまさに20世紀の社会現象を先取りして、古典的「市民」像の加工とデモクラシー的「大衆」の枠組みのもとで政治的社会像の予測に彼の議論の意義があり、宗教問題への取り組みもこの思考枠内で理解できるだろう。

## おわりに

トクヴィルの宗教と政治に関する議論の特徴とは、なによりもフランスの激しい政教対立を背景に論じられており、まず自由主義者として政教分離の必要性を歴史的経験に即して説いたことにある。第二に共和政の維持に宗教の果たす役割を明らかにし、とくにカトリックがデモクラシー社会に適合可能であると主張したことにある。第三に宗教一般がもつ道徳的社会規範の重要性（この側面は保守主義のパーク的思想の影響がある）の指摘が功利主義（「正しく理解された自己利益の観念」）と結合されて主張されたことにある。第四に論点（第一章）で指摘した宗教の代償（擬似宗教性）としての知的権威や世論についての考察が現代のデモクラシー社会と

の関連で問題提起の性格を帯びている。彼がいうようにアメリカ社会にはつとに公共心の育成に宗教の力を借りるという傾向が見られた。だがこの社会的傾向が宗教的代償の現象と複合化すれば、宗教勢力が政治に及ぼす影響はきわめて大きい。共存型政教分離の陥穽ということができる。その意味で米憲法修正第一条において定式化されている政教分離原則は、固より国教樹立の禁止に眼目が置かれていた。それ故宗教勢力と政治勢力とのイデオロギーの結束の問題には無防備であったという千葉眞の指摘は的を射たものといえる<sup>21)</sup>。

一方、「市民宗教」のフランス的文脈から見た場合トクヴィルの議論には、たしかにルソーやモンテスキューの影響が指摘できるが、「大衆社会」状況を先取りする展望において倫理的個人主義の涵養に市民宗教的視角を取り入れる議論はどこまで有効性を望むのか。そこには善良な市民像への過度の期待が込められていないか。政教分離の議論で国家の宗教への介入も宗教の国家への関与も否定し、宗教の自由を主張したトクヴィルは、市民社会に浸透するデモクラシー原理とカトリックとの関連問題を道徳的規範の次元で論じることで終わっている。いわばデモクラシーの道徳的危機という視角の導入である。さらにいえば、「市民宗教」すなわち個人の魂の救済と各人に市民としての行動を期待する倫理の結合が公的領域での義務に反応すれば、この宗教的情熱が両面価値的作用を帯びることは否定し得ないであろう。19世紀前半のフランスでは今日では当然の普通選挙権を含む政治的自由も不十分であり、社会的平等にいたっては目標の設定にすぎず、その意味ではデモクラシーは形成途上にある。産業社会の発展を内に抱え込んだ市民社会に広く道徳感情の涵養を求める彼の議論に、逆に現実認識の弱さが指摘できるのではないか。とまれ彼の宗教と政治との関連性の議論では「政教分離」の必要性が積極的に語られたとはいえ、ゆるやかな共存型政教分離の問題性を射程にいれる余裕はなかった。その議論は「市民宗教」の視点が導入されたことによって、宗教としてのカトリックが政治の社会的基盤の強化に貢献することを論証したように思われる。

- 1) 近年のトクヴィルの宗教観や宗教問題に関する著作には以下のものがある。

Goldstein, Doris S. *Trial of faith religion and politics in Tocqueville's thought*. Elsevier 1975. Kessler, Sanford, *Tocqueville's civil religion American christianity and the prospects for freedom*. State University of New York Press, 1994. Heimonet, Jean-Michel, *Tocqueville et devenir de la démocratie* L'Harmattan, 1999. また、宗教とデモクラシーとの関連でトクヴィル思想を考察した著作として Zetterbam, Marvin, *Tocqueville and the Problem of Democracy*, Stanford University Press, 1967 がある。ゼッターボウムはトクヴィルが宗教を政治的有用性の視点から考察したことを強調している。Zetterbaum, M., op. cit., P. 112. トクヴィル自身の信仰問題については研究者の間で意見が分れ、A. Jardin のようにカトリックに懐疑的立場にあったとみる意見と J. C. Lukacs のようにパスカル流の誠実なカトリックとみる見解がある。S. Kessler, op. cit., PP. 22-23. Agnès Antoine, *L'Impensé de la démocratie, Tocqueville la citoyenneté et la religion*, Fayard, 2003. この著作ではトクヴィルの宗教問題を「市民宗教」の視点よりも「シヴィク」な人格形成としての視点を強調している。つまり Religions civiques は結社の問題に関連するからである。ibid., pp. 203-206.

- 2) 本稿ではトクヴィルの『アメリカにおけるデモクラシー』は Tocqueville (Œuvres II, Édition publiée sous la direction d'André Jardin, Gallimard, 1992 を用い、文中で DA -1, (第一巻第一章, 引用頁数) と表記する。またこの著作の邦訳には中央公論社世界の名著 33 (1970年) に第一巻第二部の抄訳がある。一方、岩永健吉郎・松本礼 = 訳『アメリカにおけるデモクラシー』(研究社, 1972年) は第二巻の抄訳である。第一巻と第二巻の全訳には井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治』(上下, 講談社学術文庫1987年) がある。各種邦訳は参考にしたが、文中では Gallimard 版の頁数のみを記した。

- 3) 『アメリカにおけるデモクラシー』では広く宗教問題に関する叙述は、まず政治制度としての宗教を論じる第一巻第二章と第二巻第二章から第五章にみられるが、カトリック信仰に篤いスヴェチン夫人との往復書簡も重要な資料といえる。Alexis de Tocqueville, (Œuvres Complètes, Tome XV-II Correspondance d'Alexis de Tocqueville et de Madame Swetchine, Gallimard, 1983. その他では, Francisque de Corcelle (Œuvres Tome XV-II) や Gobineau (Œuvres tomeIX) との往復書簡, 宗教的自由に関する議会発言 (1845年4月28日) が参考になる。

- 4) 松本礼二『トクヴィル研究』(東京大学出版会, 1991年), 103頁。

- 5) Œuvres Complètes, tome XV-II, cit., P. 297.

- 6) Œuvres Complètes, tome XV, Correspondance d'Alexis de Tocqueville et d'Arthur de Gobineau, Gallimard, 1959. cit., PP. 46-47.

- 7) J. Lively. *The Social and political thought of Alexis de Tocqueville*, Oxford, 1962 cit., PP. 198 seq. ライヴリによれば、トクヴィルの場合デモクラシー社会の道徳は正しく理解された自己利益の教義に基づくべきで、この理論が高邁な理念へと導くことはなくても、人間の諸活動の一般的規制や目的の節度の促進には効力があると考えられていたという。ibid., PP. 198-199.

- 8) 拙著『フランス市民社会の政治思想』(法律文化社, 1981年)第二章参照。

- 9) 「どんな時代になろうと、知性と道徳の領域にはつねに権威がなんらかの役割を果す。



その権威が占める位置は変わるが、当然なんらかの位置を占めることになる」(DA. -1. 520) 松本前掲書, 112頁参照。

- 10) J・コーン編 齋藤純一他訳『アーレント政治思想集成』2（みすず書房, 2002年）205頁。「私たちは、公的生活にかんするかぎり、ほかの何ものにもまして自由を気遣っているという事実こそ、私たちが公的に何らかの宗教的世界のうちで生活しているのではないことを証明している。」また高野清弘「政治と宗教についての一考察 千葉真氏の諸研究によせて」(『甲南法学』第43巻第3・4号) 103頁以下参照。
- 11) Cf. R. N. Bellah, *La Religion civile en Amérique*, Arch. Sc. soc. des Rel., 85. 1973, PP. 7-22. フランスの政教分離問題では小泉洋一『政教分離と宗教的自由』, 法律文化社, 1998年が詳細に論じている。
- 12) S. Kessler, op. cit., PP. 57-59.
- 13) Tocqueville, (Œuvres III, *L'Ancien Régime et la Révolution*, PP. 61-62. 小山勉訳『旧体制と大革命』(ちくま学芸文庫, 1998年) 113頁。
- 14) D. S. Goldstein, op. cit., P. 7. Cf. S. Kessler, op. p. 43.
- 15) J. Lively, op. cit., 184.
- 16) A. Redier, *Comme disait M. de Tocqueville*, Paris, 1925. cit., P. 55.
- 17) Tocqueville, (Œuvres III, P. 195 (小山訳350頁)
- 18) Ibid., P. 50
- 19) 拙著『フランス市民社会の政治思想』49頁以下参照。
- 20) 川出良枝『貴族の徳, 商業の精神』(東京大学出版会, 1996年)によれば, モンテスキューはイングランド国制研究において商業国家としてのイングランドにおける「商業の精神」が「自由の精神」とある種の連動の可能性があることが指摘され, 徳と「商業の精神」の関係について一歩踏み込んだ解釈がなされている。(同書224-225頁) トクヴィルがこのような示唆的言説をどのように受容したか, これは難しい問題だと思われる。
- 21) 千葉真「アメリカにおける政教分離原則の危機 「アメリカ史のアイロニー」のもう一つの事例か」『政治思想学会会報』第20号, 2005年7月, 4頁。現代アメリカの市民宗教と政治については, 堀内一史「アメリカの市民宗教とG・W・ブッシュ大統領 「模範としての使命」から「介入としての使命」へ」(『思想』2005年7月号)が興味深い論考である。